

【 住 友 の 歴 史 】

I 創業から江戸時代

1. 住友政友（初代、家祖）

- ・住友の家祖政友は1585年越前丸岡（現在の福井県）で誕生した。
- ・政友は10才の時、京に出て出家し（涅槃宗）「文殊院」と号した。
- ・やがて還俗し、薬の商いを行った。
- ・晩年は京都嵯峨野、清涼寺近辺に住み清涼寺との縁を深めた。

[2代友以(とももち)により、現在の清涼寺本堂が建立され、住友家の菩提寺となっている]

- ・文殊院が家人に商売の心得を送った「文殊院旨意書(もんじゅいんしいがき)」が、住友精神のバックボーンとなっている。

特に第1条の浮利に走ることを戒めた条項は後に明治15年住友家法「我営業は確実を旨とし」「いやしくも浮利に走り軽進すべからざる事」の基本となった。

2. 蘇我理右衛門（業祖）

- ・1590年京都において「南蛮吹き」と言われる新製錬法を用いて銅製錬、加工事業を始めた。
- ・理右衛門は住友家初代の政友の姉を妻とし、長子友以(とももち)は政友の娘と結婚、住友家に入った。
- ・理右衛門は屋号を泉屋と称していたが、現在の住友グループの白水会、〇〇泉会と言う名称のルーツはここにある。

3. 友以 (2代目)

銅製錬所を京都から大阪に移転した。その中で鰻谷 (うなぎだに) は有名である。

4. 友信 (3代目) 友芳 (4代目)

友信は全国の銅鉞山開発に努めた。

- ・元禄3年 (1690年)

阿波の切上り長兵衛により別子銅山の露頭が発見された。

(標高 1140m)

- ・元禄4年 (1691年)

幕府より住友家に別子銅山稼行請負の認可が出て、同年稼行開始された。

- ・鉞山業、銅製錬事業により住友家は大阪の有数な商人となった。

友信が初めて住友吉左衛門と称した。

- ・江戸時代、銅の生産量も増え、また最重要輸出品でもあった。

II 明治以降

- 1868年（明治元年） 広瀬宰平（初代総理事）別子銅山の住友家による
請負稼行継続を新政府に嘆願、認可される。
- 1869年（明治2年） 大阪鰻谷製錬所を別子立川へ移転
- 1882年（明治15年） 住友家法制定
- 1883年（明治16年） 別子惣開にて洋式製錬所着工
- 1893年（明治26年） 新居浜煙害問題発生
- 1894年（明治27年） 広瀬宰平退任、甥の伊庭貞剛支配人となる
- 1899年（明治32年） 別子銅山大水害（死者約500人）
- 1900年（明治33年） 皇居前楠公銅像献納
- 1905年（明治38年） 四阪島へ製錬所移転
- 1929年（昭和4年） 四阪島P式硫酸工場完成（煙害問題解決）
- 1946年（昭和21年） GHQにより住友本社解散

その後名称を住友鋳業、井華鋳業、別子鋳業と変更した。

- 1952年（昭和27年） 住友の称号とイゲタマークを許可され住友金属
鋳山株式会社として発足した。
- 1971年（昭和46年） 東予工場稼働
- 1973年（昭和48年） 別子銅山閉山

[住友財閥]

明治20年代後半から

住友総本店は産銅業との関連において経営の多角化に乗り出し
次々と新会社を設立した。

銅山への坑木供給	→	住友林業、三井住友建設
鉱山機械	→	住友重機械
銅加工品の電線	→	住友電工
伸銅工業	→	住友金属
銅製錬用の石炭	→	住友石炭
製錬廃ガス処理（硫酸）	→	住友化学
電気、通信	→	日本電気
資金調達	→	三井住友銀行
倉庫	→	住友倉庫
銅製品の販売	→	住友商事
その他		三井住友海上火災、住友生命、 住友大阪セメント、日本板硝子、 住友不動産、住友軽金属 住友信託銀行、住友ベークライト

(注) [以上19社+住友金属鉱山]の20社が、現在の
白水会（社長会）メンバーである。

〔 伊庭貞剛語録、エピソード〕

- ・別子銅山に労働争議がおこった時、貞剛は支配人として派遣された。争議の根本の問題は、規則とか取締の問題ではなく、人心の離散にあるとした。当初仕事はせず毎日山に登ったり、下りたりし、途中で会った抗夫に「ヤー今日は」「ご苦勞」と挨拶するだけであった。その後、抗夫達と腹を割って話し合いが出来る所までになり、争議が解決した。
- ・「小生は馬鹿な仕事が好きである。人が嫌う馬鹿な仕事をするなり。馬鹿な仕事も時にとっては用立つこともあるべし。」
- ・「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、かつ社会を利する事業でなければならない」
- ・「勞せずして幸いを得るもの未だかつてあらざるなり。資金を費せずして利を得るものかつてこれあらざるなり。」
- ・「言葉は八分にとどめて、あとの二分はむこうで考えさすが良い。わかる者にはいわずともわかる。わからぬ者にはいくら言ってもわからぬ。」
- ・「本当に重役が命がけの判を押さねばならぬのは在職中たった二度か三度あるくらいのものである。五度あれば多過ぎる。この二度か三度の判が立派に押せれば会社からどんな厚い待遇をうけてもよいのである。」
- ・「事業の進歩、発展に最も害するものは、青年の過失ではなく老人の跋扈（ばっこ）である」
- ・座右の銘（白隠禅師「無尽灯論」
「君子財を愛す。これを取るに道あり」